

(別紙)

青色ホエイ中に含まれる青色1号又は青色2号の分析方法等について

1 分析試料の採取

- (1) 食品衛生法に基づき厚生労働大臣の登録を受けた検査機関、厚生労働省が作成した「外国公的検査機関一覧」に掲載されている検査機関又は国際検査機関連盟(IFIA)に加盟する検査機関が、飼料等検査実施要領の制定について(昭和52年5月10日付け52畜B第793号農林省畜産局長通知)の飼料等検査実施要領に定める飼料等の収去等の方法のIの1に基づく方法又はそれぞれの検査機関が通常用いている方法により行うこと。
- (2) (1)により分析試料を採取した検査機関は、分析結果が判明後に対象を特定するために必要となる事項(分析対象の総重量、認識番号、種類等)を記載した試料証明を添付、封印の上、2の(1)の検査機関に試料を送付する。

2 分析

- (1) 次のいずれかの検査機関で行うこと。
 - ① 食品衛生法に基づき厚生労働大臣の登録を受けた検査機関
 - ② 厚生労働省が作成した「外国公的検査機関一覧」に掲載されている検査機関
- (2) 分析方法
厚生労働省が公表している「食品中の食品添加物の分析方法」に基づく方法により実施する。具体的には、「食品衛生検査指針 食品添加物編 2003」(厚生労働省監修、社団法人(現、公益社団法人)日本食品衛生協会発行)の食用青色2号及びそのアルミニウムレーキ又は食用青色2号及びそのアルミニウムレーキに記載されている方法により分析を行う。
- (3) 分析結果を証明する書類に記載すべき事項
当該検査を実施した検査機関が交付する分析結果を証明する書類には、以下の事項を英語又は日本語により記載するものとし、英語の場合は和訳を添付すること。
 - ① 検査機関に関する情報：名称及び所在地
 - ② 依頼者に関する情報：氏名及び住所
 - ③ 青色ホエイに関する情報：着色前のホエイ及び調製ホエイの生産国、着色した製造所もしくは加工所の名称及び所在地
 - ④ 分析に関する情報：分析項目、分析方法(出典及び根拠を含む)、分析結果(検出限界又は定量下限の記載を含む)、分析結果の証明書の作成又は発行年月日並びに番号